# ○大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例施行規則

平成25年12月27日

規則第15号

改正　平成29年7月1日規則第8号

平成31年4月25日規則第14号

令和元年9月27日規則第2号

令和2年3月31日規則第9号

令和2年5月14日規則第15号

令和2年5月29日規則第18号

令和2年7月1日規則第23号

令和2年7月15日規則第24号

令和2年10月1日規則第30号

令和2年11月1日規則第31号

令和3年1月4日規則第1号

令和3年1月29日規則第2号

令和3年2月26日規則第4号

令和3年3月31日規則第6号

令和3年7月1日規則第15号

令和3年8月1日規則第17号

令和3年10月1日規則第22号

令和3年10月1日規則第23号

令和3年12月1日規則第27号

令和4年2月1日規則第8号

令和4年4月1日規則第13号

令和4年4月22日規則第18号

令和4年6月21日規則第20号

令和4年6月28日規則第21号

令和4年7月20日規則第23号

令和4年8月1日規則第24号

令和4年10月1日規則第28号

令和4年11月17日規則第35号

(目的)

第1条　この規則は、大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例(平成25年大山町条例第31号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条　条例第4条第2項に規定する契約行為、許認可、福祉サービス等(以下「行政サービス等」という。)は別表のとおりとする。

(納税確認の時期)

第3条　条例第5条第1項及び第2項に規定する納税等の確認の時期は、同項に規定する申請のあったときとする。

(納税確認の範囲)

第4条　条例第5条第2項に規定するその個人と生計を一にする者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項に規定する世帯に属する者とする。

(申請によらない行政サービス等)

第5条　条例第5条第3項に規定する申請によらない行政サービス等は、次の各号に該当するものをいう。

(1)　物品等の購入に関すること。

(2)　工事及び修繕の請負に関すること。

(3)　業務委託に関すること。

(4)　その他町長が認めたもの

(納税確認の方法)

第6条　前3条に規定する納税の確認は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1)　条例第5条第1項の受益者及び同条第2項の代表者等(以下「受益者及び代表者等」という。)から行政サービス等の申請を受けた担当課長は、当該受益者及び代表者からの納税確認同意書(様式第1号の1又は様式第1号の2)の提出を求めなければならない。

(2)　前号の同意書の提出を受けた担当課長は、納税状況確認依頼書(様式第2号)を作成し、税務課長に提出しなければならない。

(3)　税務課長は、前号の納税状況確認依頼書に基づき、受益者及び代表者等の納税確認を行い、納税状況回答書(様式第3号)を当該担当課長に提出しなければならない。

(4)　納税確認の結果において受益者及び代表者等に滞納がない場合は、当該担当課長は条例第6条の規定に基づき行政サービス等の手続きを進めなければならない。

(5)　納税確認の結果において受益者及び代表者等に滞納がある場合は、当該担当課長は条例第7条の規定に基づき行政サービス等の手続きを停止しなければならない。

2　第5条に規定する申請によらない行政サービス等の場合で、前項第1号の規定により既に同意書を提出しているものについては、再度同意書の提出を求めることを要しない。

(納税相談の通知)

第7条　前条第1項第3号により納税確認を行った結果、受益者及び代表者等に滞納がある場合は、当該担当課長は速やかに当該受益者及び代表者等に納税相談についての通知(様式第4号の1)をしなければならない。

(滞納者との納税相談)

第8条　条例第8条に規定する納税誓約書が提出される場合において、あらかじめ、徴税吏員は、納税誓約に関して滞納者と納税相談をするものとする。

(納税相談の通知後の事務処理)

第9条　税務課長は、前条に基づく納税相談を行った場合は、その結果を担当課長に報告(様式第4号の2)しなければならない。

2　担当課長は、前項の報告に基づき、受益者及び代表者等に対し条例第10条の特例措置により行政サービス等の手続きを進める特例措置決定書(様式第5号)又は行政サービス制限決定書(様式第6号)により通知をしなければならない。

3　担当課長は、条例第10条により特例措置を受けた者が、正当な理由もなく納税誓約を履行せず町税等を納税しないときは、当該特例措置を受けた者に対し条例第11条の規定による特例措置取消決定書(様式第7号)により通知をしなければならない。

(書類の保管)

第10条　様式第1号、様式第2号及び徴税吏員による納税相談に関する書類を除くほか、条例の規定によって作成した書類の保管は、担当課長が行うものとする。

(補則)

第11条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附　則(平成29年7月1日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成31年4月25日規則第14号)

この規則は、元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行する。

附　則(令和元年9月27日規則第2号)

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行日前に本則に規定する行政サービス等の事務に関し、町長に対してなされた申請、届出、その他の行為で、施行日以後において町長が管理及び執行することとなる事務については、施行日以後においても町長に対してされたものとみなす。

(様式の改正)

3　様式を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則(令和2年3月31日規則第9号)

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2　この規則の施行日前に本則に規定する行政サービス等の事務に関し、町長に対してなされた申請、届出、その他の行為で、施行日以後において町長が管理及び執行することとなる事務については、施行日以後においても町長に対してされたものとみなす。

附　則(令和2年5月14日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和2年5月29日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和2年7月1日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和2年7月15日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和2年10月1日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和2年11月1日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和3年1月4日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和3年1月29日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和3年2月26日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和3年3月31日規則第6号)

(施行期日)

1　この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行日前に本則に規定する行政サービス等の事務に関し、町長に対してなされた申請、届出、その他の行為で、施行日以後において町長が管理及び執行することとなる事務については、施行日以後においても町長に対してされたものとみなす。

附　則(令和3年7月1日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和3年8月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和3年10月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和3年10月1日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和3年12月1日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和4年2月1日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和4年4月1日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和4年4月22日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和4年6月21日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和4年6月28日規則第21号)

この規則は、令和4年8月1日から施行する。

附　則(令和4年7月20日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和4年8月1日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和4年10月1日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和4年11月17日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

| |
|---|
| 1　町有財産の貸付・使用許可に関すること |
| 2　町有財産の売払・譲渡に関すること |
| 3　町表彰に関すること |
| 4　町の会計年度任用職員の採用に関すること |
| 5　物品等の購入等に関すること |
| 6　業務の委託に関すること |
| 7　広報やホームページ等の広告掲載に関すること |
| 8　大山町浄化槽設置整備事業補助金 |
| 9　国内交流事業(だいせんファンクラブ)の旅費補助に関すること |
| 10　大山町未来につながる移住定住助成金 |
| 11　大山町空き家登録奨励金 |
| 12　中小企業への制度融資に関すること |
| 13　中小企業への利子補給に関すること |
| 14　創業支援事業に関すること |
| 15　大山町デマンドバス(スマイル大山号)の使用料減免(割引証の交付)に関すること |
| 16　大山町運転免許自主返納支援事業における大山町デマンドバス回数乗車券支給に関すること |
| 17　大山町タクシー助成制度 |
| 18　大山町放課後児童クラブの利用登録 |
| 19　大山町チャイルドシート購入費補助金 |
| 20　大山町高等学校等通学定期乗車券購入補助金 |
| 21　大山町人材育成交流事業補助金(児童を除く)に関すること |

22　大山町民の社会体育活動及び文化交流事業に係る全国大会等参加派遣費補助金に関すること
23　大山町農業経営基盤強化資金利子助成に関すること
24　担い手確保・経営強化支援事業に関すること
25　農地利用効率化等支援交付金に関すること
26　竹林整備事業に関すること
27　森林整備地域活動支援交付金
28　大山町射撃環境改善事業費補助金
29　大山町狩猟免許更新費補助金
30　親元就農者支援事業補助金
31　就農応援交付金事業補助金
32　農地貸借料助成事業補助金
33　就農条件整備事業費補助金
34　がんばる農家プラン事業費補助金
35　戦略的園芸品目(白ねぎ)総合対策事業費補助金
36　産地生産基盤パワーアップ事業
37　もうかる6次化・農商工連携支援事業
38　鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業
39　新規就農者総合支援事業
40　大山町有害鳥獣農地侵入防止柵設置事業費補助金
41　大山町フリースクール利用料補助金
42　きのこ王国とっとり推進事業費補助金
43　先端設備等導入計画の認定に関すること
44　大山町飼い主のいない猫不妊・去勢手術費補助金に関すること
45　大山町ハンドル形電動車いす購入補助金
46　スマート農業社会実装加速化総合支援事業
47　大山町奨学金返還支援補助金
48　大山町新型コロナウイルス感染症PCR検査等費用助成金
49　大山町スキー場PR事業費補助金
50　大山町産業発展継続事業補助金
51　大山町空き施設活用創業等支援事業補助金

52　大山町温泉活用促進補助金
53　「大山町に泊まろう！」宿泊応援事業補助金
54　園芸施設等復旧対策事業
55　大山町移住体験施設整備事業補助金
56　大山町住環境整備支援助成事業
57　大山町宿泊施設整備支援事業補助金
58　大山町高齢者補聴器購入費助成事業
59　大山町生ごみ処理機購入費補助金
60　大山町アウトドアライフ構想推進事業補助金

様式第１号の１（第６条関係）

納　税　確　認　同　意　書

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の申請に当り、大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例第５条第１項の規定に基づき、私及び私の世帯全員の町税等の納税状況について町長が確認することについて同意します。

年　　月　　日

大山町長　　　　　　様

申請者　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委　　任　　状

私は、私の町税等の滞納状況及び納税に関する一切の権限を申請者である

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に委任いたします。

| 世帯員氏名 | 住　　　　所 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

様式第１号の２（第６条関係）

納　税　確　認　同　意　書

当法人は、大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例第５条第２項の規定に基づき、法人及び法人の代表者の町税等の納税状況について町長が確認することについて同意します。

年　　月　　日

大山町長　　　　　　様

申請者　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法 人 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※この同意書は、申請年度内有効とする。

様式第２号（第６条関係）

# 納　税　状　況　確　認　依　頼　書

大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例第５条及び同条例施行規則第６条第１項第２号の規定により依頼書を提出しますので、下記の受益者及び代表者等に関する納税状況について回答願います。

年　　月　　日

税務課長　　様

担当課長

記

1.　受益者及び代表者等　　　別紙納税確認同意書（写し）のとおり

様式第３号（第６条関係）

# 納　税　状　況　回　答　書

年　　月　　日付けで依頼のあった納税状況確認について大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例第５条及び同条例施行規則第６条第１項第３号の規定に基づき、下記のとおり回答します。

サービス申請事業名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当課長　　　　　　　　　様

税務課長

記

申請者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．世帯等に滞納はありません。

２．世帯等に滞納がありますが、すでに納税誓約等を承認しています。

３．世帯等に滞納がありますので、申請者に別紙通知文（規則様式第４号の１）を送付してください。

様式第４号の１（第７条関係）

文　書　番　号
年　　月　　日

様

大山町長　　　　　　印

納税相談について（通知）

年　　月　　日付けで申請のあった
について大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例（行政サービス制限条例）第５条第１項及び第２項の規定に基づき納税確認をしたところ、町税等の滞納がありましたので、行政サービス制限条例第７条の規定により、その手続を停止します。ただし、滞納している町税等について下記１の指定期限までに全額納付、または適正な納税誓約書を提出された場合は、特例措置として手続を再開しますので、下記２の納税相談場所で相談をしてください。

なお、指定期限までに納税相談のない場合は、申請を却下し、申請された行政サービスは受けることができませんのでご承知ください。

記

1. 指 定 期 限　　　年　　月　　日（　）まで
2. 納税相談場所　　大山町御来屋328番地
大山町役場１階　税務課　滞納対策室
電話０８５９－５４－５２０８
（この通知後に納付された場合は、税務課までご連絡ください。）

3. 滞納状況

| 氏　　名 | 滞納している町税等（税目、賦課年度等） | 滞納金額 |
|---|---|---|
| | | 円 |
| | | 円 |
| | | 円 |
| | | 円 |

既に納付済みで行き違いの場合は、ご容赦ください。

様式第４号の２（第９条関係）

年　　月　　日

課長　様

税務課長

納税相談の結果について（報告）

このことについて　　　　年　　月　　日付けで申請のあった　　　　　　　　　について、大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例施行規則第９条第１項の規定に基づき納税相談をした結果を下記のとおり報告いたします。

記

申請者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．納税相談の結果、特例措置が可能となった。

２．納税相談に来たが、誓約内容を承認できなかった。

３．納税相談に来なかった。

４．その他

様式第５号（第９条関係）

文　書　番　号
年　　月　　日

様

大山町長　　　　　　　印

# 特　例　措　置　決　定　書

年　　月　　日付けで申請があった　　　　　　　　　　について大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例第９条の規定に基づき納税誓約の承認をしたので、同条例第１０条の規定により特例措置として
　の手続きを進める決定をしたので通知します。

なお、納税誓約が不履行の場合は、この特例措置が取り消しとなりますので、納税誓約を確実に履行してください。

様式第６号（第９条関係）

文　書　番　号
年　　月　　日

様

大山町長

# 行　政　サ　ー　ビ　ス　制　限　決　定　書

年　　月　　日付けで申請があった　　　　　　　　　　について大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例施行規則第７条の規定により納税相談の通知をしましたが、これに応じなかったため、　　　　　　　　　の申請は不受理とし、行政サービス等を制限することを決定しましたので通知します。

なお、このまま滞納を放置すると町税等の滞納に対し、強制執行（差押え等）を行うことになりますので、早急に納税相談をするよう申し添えます。

様式第７号（第９条関係）

文　書　番　号
年　　月　　日

様

大山町長

特　例　措　置　取　消　決　定　書

　　　年　　月　　日付け申請があった　　　　　　　　　　　については、大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例第１０条により特例措置として行政サービスを承認しましたが、その後の納税誓約が履行されず、町税等の納税もないことから同条例第１１条の規定により行政サービス等を取り消す決定をしたので通知します。

　なお、このまま滞納を放置すると町税等の滞納に対し、強制執行（差押え等）を行うことになりますので早急に再度、税務課まで納税相談をするよう申し添えます。

様式第1号の1(第6条関係)

様式第1号の2(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号の1(第7条関係)

様式第4号の2(第9条関係)

様式第5号(第9条関係)

様式第6号(第9条関係)

様式第7号(第9条関係)